

大阪市告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月25日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	供用開始の期日
東 淀 川 区 第2025-01号線	東淀川区相川1丁目3番の22地先から 同 区同 2番の7地先まで	告 示 の 日

（建設局総務部管財課）